

令和5年度 第8回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和5年9月11日（月）13時30分～15時21分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、片谷委員、酒井委員、田中稲子委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	石川委員、稲垣委員、上野委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員
開催形態	公開（傍聴者 11人）
議 題	1 （仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について 2 （仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書について 3 三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書について
決定事項	令和5年度第6回・第7回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 令和5年度第6回・第7回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>（1）（仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について</p> <p>ア 指摘事項等について事務局が説明した。 質疑、特になし</p> <p>イ 補足資料について事業者が説明した。</p> <p>ウ 質疑</p> <p>【奥 会長】 御説明どうもありがとうございました。 それではただいまの補足資料の内容につきまして、委員の方から御質問や御意見ありましたらお願いしたいと思います。挙手をしていただければ私の方で指名をさせていただきますが、いかがでしょうか。 はい、藤倉委員お願いいたします。</p> <p>【藤倉委員】 補足説明ありがとうございました。まず3番のアスベストについては、あれば事後調査に入れていただけるということですので、こちらで結構かと思います。 次の4番の「建設発生土と供用後の廃棄物の更なる低減について」ですが、趣旨としては結構ですが、補足資料の5ページで追記いただいた箇所について、（建設発生土の）マッチングシステムだけが削減策ではないと思います。一つ上の文章に書いてありますし、「マッチングシステムへの登録「等」により」とありますので、削減のための更なる（さまざまな）御努力を期待したいと思います。表現はこちらで結構です。 最後の廃棄物の低減で、こちらはより具体的にどのように分けて、入居者に示すのかというところが事業者向けにも示されたと思うのですが、最後のページに赤字で追記していただいたところは結構ですが、言葉として、1つ目のボツも元々もそうでしたし、2つ目のところに今回赤字で書いていただいたのですけれど、適切に分別させるということは、確かに廃棄物を出す量そのものを減らすことにも繋がりますが、もう一つはリサイクルに回せるものを適切にリサイクルに回すということ</p>	

です。廃棄物の表現としては「発生抑制」、「リユース」、「リサイクル」と言葉が違いますので、「発生抑制に努めます」だけではなく、最後の方にあるように、「発生抑制やリサイクルの推進に努めます」といったように、分別をしていることの結果が発生抑制だけではなくて、リサイクルを進めるといふ表現も入っていると、より廃棄物の分野（の表現）として正確かなと思いました。ここは適宜、文言は事業者さんの方で御検討いただくということで結構です。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。今の御指摘よろしいでしょうか、事業者の方。

【事業者】 ありがとうございます。趣旨といたしまして再生可能な資源ゴミを分別するというところで記載しておりますので、御指摘の通り、記載させていただいた方が正確だと思いますので、評価書の方で表現を改めさせていただきます。ありがとうございます。

【藤倉委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 他はいかがでしょう。挙手は会場の方でもされている方、いらっしやいませんか、オンラインでも大丈夫でしょうか。

私から1点確認させていただきたいのですが、この補足資料で示している表のナンバリングですけれども、修正後の表の 8-2 というナンバーがこれで合っているのですか。準備書の方だと、表 8-3 に追記していただいたのだと思うのですが、変わってきているのはどういうことなのかなと。

【事業者】 申し訳ありません。誤植かもしれませんので、確認して本編と揃えるようにいたします。

【奥会長】 そうですね。本編は表の 8-3 になっています。それから表の 6.3-3 と 6.3-4 というのが出てきていますけれども、これも準備書本体だと 6.3-17 とか、そのあたりだと思うのですね。

【事業者】 はい、失礼いたしました。

【奥会長】 ナンバリングが違っているとまずいので、準備書の方が正しいのでこちらのナンバリングをお願いします。

【事業者】 はい、失礼いたしました。

【奥会長】 では、内容的にはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にこの補足資料については、御質問等ないようですので、説明会の開催について、事業者の方、御説明お願いいたします。

エ 準備書説明会の開催状況並びに質疑及び意見の内容について、事業者が説明した。

なお、資料6 ページの表2-2 (2)「準備書説明会(第1回)における質疑、意見の概要及び事業者の説明」の「風害」の「事業者の説明」に記載している「評価書」は「評価指標」の誤記である旨の説明があった。

オ 質疑

【奥会長】 御説明どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に対しまして、御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

菊本副会長どうぞ。

【菊本副会長】 本件に関して私は欠席が多かったので、あまり意見を出す機会がなか

ったのですけれども、2回目の説明会で地盤に関する質問がいくつか出ているので、それについてコメントしたいと思います。

まず、7ページ目の2つ目の項目ですかね、「ソイルセメント擁壁を設置することで、地下水の流入を食い止められると考えているのでしょうか」との質問ですけれど、これについては基本的な地下水の流入は食い止めることは無理だと思います。というのは、地下2階分の掘削をするとなると、その掘削する現場での施工性を確保するために地下水位を下げますよね。そうすると、地下水が入ってくるのは水位差ができるので必ず入ってくるので、結局理論上は止めるのは無理ですけども、その程度はどのぐらいかという説明が必要になると思います。それで、シルト系の地盤で地下水の透水がゆっくりだという話になってはいますが、結局ソイルセメント壁はどのぐらいの深さまで入れて、掘削する内側と外側の水位差がどのぐらいになっていて、放水距離がどのぐらい確保されて、これであれば水が入ってくる流速が十分に小さく抑えられるので、周辺の地下水位が下がらないようにできるという、そういう説明がないと正しい説明になってないのではないかと思います。ですので、流入しませんというような、防げると考えています、というのはおそらく説明としては言葉足らずかなと感じます。

それともう1つですけれども、液状化に関する、周辺住民の方も指摘されている懸念事項というのは、こういう干拓なり埋め立てなりで作った地盤というのは心配があるので、それは当然の御指摘かなと思うのですけれども、現状でいうとN値が資料に出ているので、N値からある程度予測できるのではないかなと思います。

このエリアはですね、今見ていると、ボーリング資料をいくつか出していただいていますけど、(資料編の図6.5-2(1)既存ボーリング調査結果による土質柱状図) A0984003 という番号のボーリングで見ると、20メートルまでの深さのN値は2から7で相当低い状況だと思います。それと地下水もかなり浅いというような観測結果が出ていて地下1メートルぐらいになっているので、それで予測すると液状化強度はかなり低い、液状化する可能性はかなり高いという話になってくると思うので、これに対してどういうふうに考えているかというのは出していただく必要があるかなと思います。

それで特に前段のソイルセメントのところでもシルト系の細粒分が混ざっているような地盤だというような御指摘があったので、シルト系の細かいものでも粘土ではなくてシルトが混ざっているところになると、液状化強度が下がるという傾向が出るというのはもう分かっていることなので、これについても適切な御説明なり、対策の計画というのが必要になるというふうに思います。以上です。

**【奥会長】** ありがとうございます。事業者の方、今の御指摘に対して、何か御回答ありますか。

**【事業者】** ありがとうございます。現況、御指摘のとおりのところもあろうかと思えます。確かに地下水位も高い状況になりますし、必ずしも御指摘のとおり水の流入を止められるかというところは、課題となってくるかなというところがございます。対象事業実施区域の中ではまだボーリング調査ができていないところになりまして、現在の状況としては、周辺の現状の近傍で調査されているボーリングデータで記載させていただ

ているところですが、御指摘を踏まえてですね、対象事業実施区域内できちんとボーリング調査をして、もう少し精度の高い検証を今後の施工計画ですとか建築計画の中で実施させていただければというところではございます。ありがとうございます。

【菊本副会長】 1点目のことについてはですね、それはこの事業に特化して危険性があるとか、そういう指摘ではないですね。もう理論上、そういう壁を作って内側と外側の水位差ができれば必ず水が入ってくるので、その程度の問題なので、適切な設計をしてもらえばいいかなと思います。

2つ目の液状化のことについていかがですか。

【事業者】 液状化につきましても、どの程度まで地盤改良するかですとか、その液状化の対応というところが、対象事業実施区域内でそのデータがまだ取れていないというところがございますので、適切な地盤改良等も含めてボーリング調査を詳細にやった上で改良計画を立てていければというところがございます。

【菊本副会長】 分かりました。杭基礎の形式だと液状化しても結局地盤が沈むだけで、支持杭になっていて支持層まで杭が入っていれば、建物自体は沈下したり傾いたりはないと思うのですね。なので、建物自体は問題ないと思うのですけれども、一応御確認いただいて適切な方法とか、対策とか取っていただければと思います。以上です。

【奥会長】 どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。  
藤井委員どうぞ。

【藤井委員】 よろしくお祈いします。2点ほどお伺いなのですが、1点目が6ページの日影・風害のところですね。「質疑、意見の概要」として「日影や風害にも」という質問に対して、事業者の説明が日影についてコメントがされていないのですけれども、そこについて多分、現場ではされたのだと思うのですが、ここに反映されていないので、そこについてもコメントをいただきたいのが一点と、7ページの電波障害のところなのですけれども、電波障害についても事後調査をしてほしいということに対して、その影響が明らかになったら、窓口で対応しますということなのですけれども、この影響が明らかになるというところまでは相当時間もかかるし、それが影響だと証明することもまた難しい話だと思うので、住民にとってはかなり体力のいる話だと思うのですよね。ストレスも溜まるでしょうし。なぜここで電波障害の項目を加えないのかという部分を、例えば予測の結果さえ出していれば絶対にもうここではこれが覆ることはありません、みたいな何かしらそういう根拠があるのかどうかなど教えていただければと思います。2点よろしくお祈いします。

【奥会長】 それでは、御回答お祈いいたします。

【事業者】 日影の日照阻害・風害というところになりますけれども、御意見といたしまして、集約した御意見の中では日影や風害というところでの悪影響もあるのではないかという御意見がございました。当日の御意見の中でどちらかというところ、風害の方での御意向の方が大きくいただいておりますので、御回答としても風害についてを中心に、当日させていただいているという状況でございます。

もう1点目の電波障害というところになりますけれども、建設計画が進んでいく中で環境影響評価だけではなくて、適切に窓口を講じながら

建設段階の中で対応させていただきますというような趣旨での御回答と  
なっております。環境影響評価とは別に適切に事業者として対応させ  
ていただきます、というところにはなりますけれども、現在環境影響評  
価の中でも影響が生じるだろう範囲というところは予測してございま  
すし、そういったところでは周知の中でさせていただいているという認  
識でございます。

【奥会長】 藤井委員いかがですか。

【藤井委員】 その日影や風害にも影響があるのではないかと質問をされ  
たけれども、その場では日影については答えず、そこは会議が終わった  
ことによろしいのですね。

【事業者】 回答としてはそうなります。

【藤井委員】 了解しました。これがいいのかどうかという話もあると思  
うのですけれど、基本的には回答をして欲しかったなと思います。

電波障害の方もできるだけ曖昧にせず、住民の方に対してできるだけ  
ストレスがないような、影響が出ないようなことをできるだけ心がけて  
いただければと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがでしょう。よろしいです  
か。

ただ今の御説明に限らず、準備書全体について、御質問、御意見があ  
れば、そちらもお願いしたいと思いますが、いかがですか。

本日、片谷委員はすでに御退出されているようですが、事務局  
の方で片谷委員から御意見を預かっているようですので、そちらを事  
務局から御説明いただけますか。

【事務局】 はい、読み上げさせていただきます。

「(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業環境影響評価準備  
書に対するコメント」ということでいただいております。

まず「全般的なコメント」としまして、「本件の準備書は、市条例に沿  
って概ね適切に作成されており、アセス図書として必要な情報がほぼ  
収録されているものと判断します。ただし以下に述べる点については、  
より詳細な説明あるいは追加検討が必要と思われるので、検討を願  
いいたします。」ということで、項目別のコメントを5点いただいで  
おります。

まず2. 7の施工計画についてですけれども、「工事行程表によると、  
隣接事業と本事業との間には、かなりの工程の重複がみられます。それ  
に対して、工事用車両の走行ルートには隣接事業との関連に関する記  
述がありますが、どの程度の緩和効果が期待できるのかが、若干不明  
確です。また工事時間帯については、隣接事業との関連に関する記述  
がみられません。できる範囲でよいので、可能慮について記載して  
いただければ幸いです。」とのことです。

それから「5. 1 環境影響要因の抽出について」ですけれども、「大  
気質に関しては、大気汚染、温室効果ガス、風害について、適切に  
要因が選定されているものと判断します。特に大気汚染の中で、解体  
される既存建築物にアスベスト含有建材が使用されている可能性に  
基づき、項目として選定していることは、特に重要な選定項目として  
評価できます。」

6. 4、これは環境影響評価になりますけれども、「大気質」のところ

で、「大気質の調査・予測・評価は、適切な手法と手順で行われているものと評価できます。その中で、建設機械の稼働の影響については、環境保全目標を超過する予測結果が出ています。それに対して、隣接事業との連携を含めて、影響低減と環境保全のための措置の徹底を図る旨が記載されています。このような保全目標の超過は、大都市圏における事業ではしばしば起きることで、完全に防げるものではなく、事業者として最大限の環境保全のための努力を行う姿勢が重要になります。今後の住民説明等の場において、是非そういう姿勢を見せていただくようお願いいたします。

また、アスベストの影響予測及び環境保全措置については、古い建築物であることから、不確定要素がかなりあることは避けられません。そのために予測が定性的手法で行われていることはやむを得ないものと言えます。それをカバーするために、工事途中で調査、飛散防止措置、除去措置などを行うことが記載されていますが、それらの確実な実施が最も重要となりますので、事業者として可能な最大限の保全措置が実施されることを求めたいと思います。」

最後に、「6. 10 の風害について」ですけれども、「風害に関する調査・予測・評価は、適切な手法と手順で行われているものと評価できます。また、予測評価結果も、現時点で判断できる範囲で、妥当なものとして評価できます。一方で、風害の影響は、事後調査段階で予測との差異を生じる場合が時折あるので、事後調査及びもし予測を上回る影響が生じた場合の保全措置の対応をよろしくお願いいたします。」ということでコメントをいただいております。以上になります。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方から何か今のコメントに対して、御回答などありますか。

【事業者】 御意見ありがとうございます。特に施工計画につきましては、隣接事業との調整もごさいますので、その点については、交通計画含めて検討をしていきたいところではございます。御意見ありがとうございます。

【奥会長】 今の御回答いただいた片谷委員の御指摘の1点目については、何か片谷委員の方としては事業者の方から回答を求めているような、そういう御趣旨ですかね。低減効果があるのかということですので。

【事務局】 補足資料をまでは求めなくても良いのではないかと思いますけれども、適切な対応をお願いしたいということで、承っております。

【奥会長】 分かりました。では事業者の方、そういうことだそうですので、今後の取組の中で、適切な御対応お願いいたします。

他はいかがですか。全体を通じてで構いませんけれども。

藤井委員どうぞ。

【藤井委員】 先ほど聞き忘れたことがあって1点だけ教えて欲しいのですけれども、5ページ、表2-2(1)のところでは事業計画の一番下のところですので、ケヤキ並木など樹木を伐採する計画があるかということについて、移植等も検討するということが書いてあるのですけれども、まず1点は保存木のようなものではないですね、後は、樹齡的にどれくらいのものなのか分かりますか。あまり樹齡が高いものだと基本的に移植しても、ああいうところのものは活着率が悪いと思いますし、そもそも検討できるのかということも疑問に思ったりもするのですけれども。その辺コメントをいただけると。よろしく申し上げます。

【奥会長】 御回答お願いします。

【事業者】 具体的に樹齢としてこう、というところまではまだ確認はできていないところではございますけれども、当然御指摘いただいたように、都市部の街路樹として今生育しているところになりますので、根っこの状況ですとか、そういったところも鑑みて安全に移植できるかどうかというところの判断も今後出てくるとは思っております。

そういった移植してもきちんと適切に生育するかなど、今の生育状況も含めて所管庁様と御協議しながら対応を決めさせていただければということではございます。

【奥会長】 藤井委員。

【藤井委員】 分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいですか。

他はいかがでしょうか。挙手されている方いらっしゃらないようですので、全体を通じて大丈夫でしょうか。

横田委員お願いします。

【横田委員】 風環境に関してお伺いしたいのですが、専門ではないので基本的な質問になってしまうかもしれませんが、準備書(6.10-27ページ)の評価のところ、村上式評価のランク2若しくはランク3について、「一般的な事務所街において許容される風環境」というふうに書いてあるのですが、許容されるということがランクになっている指標と考えてよろしいですか。

【奥会長】 どうでしょうか。回答お願いします。

【事業者】 その立地において、許容される場所の風環境ということになりますので、今回は事務所街などというところのランク3までに収まっている風環境というところで評価をさせていただいているところでございます。

【横田委員】 風環境に対する懸念がいくつありましたので、ランク3がこの数を維持されることに対して、どのように評価をされたかということが、より客観的に示された方がよろしいのかなというふうに思ったのですが、実際に許容されるというふうにも、もしあるのであれば、その許容の範囲、判断基準があるかと思うのですが、そういった情報も併せて記載された方が、ランク3に関する懸念が少し和らぐのではないかと考えました。もしそういった情報があるのであれば、客観的な根拠として載せてはいかがでしょうかと、申し上げたいと思います。

防風植栽に関してなのですが、北側にはあまり計画がされていないようなのですが、これは日影との関係で北側はデッキ部分の屋根等で防風するというような考え方になってくるのでしょうか。

【事業者】 防風植栽につきましては、風環境のケース2というところが防風対策前になりますけれども、そのケースではランク外が出ている形になりますので、このランク外の風環境を改善するのに適切な対策、一番効果的な対策というところでケース3を検証してございます。

そういった形になりますので、結果的に北側に防風植栽がないという形ではありますけれども、風環境から見て防風植栽等も含めて、一番効果的な対策というところをお示しさせていただいたところでございます。

【横田委員】 ランク3に関して北西側にも分布が広がるということに関して、検討

がされているのかということが少し心配になって質問をさせていただきました。先ほどのランク3は許容されるということでしたので、もし許容されるのであればその根拠が肝要かなというふうに思いますので、ぜひ御検討いただきたいなと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。今の点はいかがでしょうか。許容される根拠ということになりますが、どうでしょう。ランク3は事務所街であれば、ランク3に収まっていれば、よしとされているランクだということなので、それ以上に何もないという、説明のしようがないということがあるかもしれませんけれど、事業者の方いかがでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。一般的に村上式での評価指標というところでは、住宅街なのか、もう少し開けたところなのか、今回のように事務所街なのかという特性に応じてランク3なのか、ランク2なのか、ランク1なのかというところを、どこを許容するかというところでの影響評価かと思っています。御質問に対してのお答えが適切かというところですが、今回は事務所街などというところで、ランク3のところに収まっている風環境まで防風対策を実施して、そこまでの風環境にきちんと対応していくというところが環境保全措置を行っている上での一つの方針にはなっております。図書の中でそこがなかなか分かりにくいという御意見かと思いますが、そういった内容でまとめている旨を、この場で改めて御説明させていただきます。

【奥会長】 それがこの文章から伝わるかどうかというところについては、評価書の段階で御留意いただいて、もし分かりにくそうだとすれば修正なり、追記なり、今後検討いただくということをお願いできればと思いますが、横田委員、それでよろしいですか。

【横田委員】 ありがとうございます。結構です。

【奥会長】 ありがとうございます。

ランク3に収めるということ、その状態を目指しての防風植栽を想定した結果が今の防風対策、準備書の6.10-20になっているということですが、先ほどの横田委員の御指摘は、もう少し防風対策以外も考えて植栽を検討された方がいいのではないかとということですか。

【横田委員】 いえ、防風植栽の設置の考え方に関して、より具体的にお伺いしたかったということです。

【奥会長】 そうですか。では大丈夫ですね。

【横田委員】 はい。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがでしょう。よろしいですか。

それでは他に何もないようですので、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。

事業者の皆さま、どうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございました。

(事業者退出)

カ 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。追加の御質問や御意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。追加ではございませんか。



本件は次回も審議を継続するということになりますので、よろしくお願いたします。

では、本件に関する本日の審議はここまでといたします。

次の審議に入る前に担当者が交代ということですので、しばらくお待ちください。

【事務局】 ありがとうございます。

(2) (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 検討事項について事務局が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。では、ただ今の御説明にありました検討事項一覧について、御質問や御意見はございますでしょうか。今まで御指摘いただいた内容が落とし込まれていますか。

はい、藤井委員どうぞ。

【藤井委員】 私がコメントした部分ではないのですが、1点、隣に横田委員がいるので確認したいのですが、最後の(指摘事項)19-2-1を元にした触れ合い活動の場の内容についてです。

様々な施設ができることで自然との触れ合いが多様化するということ、自然体験や環境学習の場が増えるということだと思います。そこで、環境保全措置を検討するという最後の締め言葉で合っていますか。確認です。お願いします。

【奥会長】 どうでしょうか、横田委員。

【横田委員】 広く捉えると環境保全措置ということかと思えます。大きくは、アクセス性に関するものが一つあったのと、利活用と生態系保全との両立という観点がもう一つあったのかなと思っています。

アクセス性に関しては、最初に柵の話があって、柵で例えば調整池に全く入れなくなってしまうといったものが、活動の機会をそもそも失わせてしまうのではないかといった懸念に基づくものです。

もう一つの利活用と生態系のバランスという観点は、例えば桜並木の範囲と湿地の植生との兼ね合いですね。どの範囲までが利用的な範囲なのかというようなところも含めて、検討する必要があるのではないかという話だったかと理解しています。その二つを大きく環境保全措置として包めて記載していただいたのかなと思っています。できれば、もう少し具体的にお伝えできるといいのかなと思っています。可能でしたらアクセス性に関する記載と、やはり桜の件は生態系との競合が起きやすい観点だと思いますので、利活用における生態系保全の度合いをきちんと担保するような今後の利活用計画を考えていただきたいというのが、私からの希望ではあります。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今のお話ですと、この文章には十分にその趣旨が反映されているとは言えないようですので、事務局の方でどう表現するか、横田委員とも個別にやり取りしていただいて御検討いただけますか。

【事務局】 そのようにさせていただければと思います。

【奥会長】 はい、お願いいたします。他はいかがですか。酒井委員どうぞ。

【酒井委員】 酒井です。ありがとうございます。

自然生態系に関していえば、もともと原生的なところではなく人為的な生態系であって、かなり特殊な管理の下に成立していた生態系です。それが土地の利用の形態が変わって、失われるのは仕方のないことなのだと考えています。それでもいろいろ保全措置を講じていただいて、かなり具体的に保全の方策が見えてありがたく思います。

その一方で、生態系というよりは、緑地が失われることによるヒートアイランド現象の緩和策みたいなものが失われることが、都市域にあっては大きな意味を持つのかなとも思います。そう考えると、アスファルトやコンクリートで覆う面積をなるべく抑えると、すでに皆さんとのやり取りの中でそのような話になっているかと思うのですが、そうした観点の指摘がなかったような気がするので、御検討いただければと思います。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それは、どこに入ってきますかね。事業計画でしょうか。

【酒井委員】 そうですかね。

【奥会長】 (検討事項に)「緑化計画について」というのがありますけれども、内容としてはこれとは違えますかね。

確かにコンクリート等で覆われるところが多くなってしまっただけでは問題ではないかというやり取りは、これまでの議論の中でありましたね。

【事務局】 場所としては事業計画の中で、なるべく人工的なものを減らすという書き方にするか、なるべく自然的なものを残していただきたいとするか。大改変されるというのが前提になりつつも、なるべく残していただきたいという形で事業計画に新たに一項目作るか、あるいは「関連事業との連携について」の中に入れ込めるようであればそこに文案を作るといった形になるかと思います。そこに関しては、酒井委員との御相談ということでよろしいでしょうか。

【酒井委員】 そうですね。それ程大げさなものを求めているわけではないので、私としては事務局に一任でもいいかなと思いますけどいかがでしょうか。言い出した以上、何か文言について具体的なアイデアを出してということであれば一緒に考えるでもよろしいのですが。

ポイントは、この事業が広大な面積になるということで、現況は人工的なコンクリートやアスファルトが全然ない所なので、ヒートアイランド現象の緩和に貢献しているはずだといった文言がなかったですね。その機能がなるべく維持されるように配慮していただければということで、私の意見は、その様な文言をどこかに入れてほしいというものです。今までのやり取りの中に明示的に言っていたかは記憶にないので、この期に及んで無理という話であれば結構なのですが、もし賛同いただけるのであれば、何らかの形で反映していただければと思います。大丈夫でしょうか。

【奥会長】 どうでしょうか。他の委員の方、今の点について何か御意見ございますか。

では、事業計画に関わる話で、今三つ挙がっていますけれども、それに加えて一つ別の柱で整理していただくという方が、ここに書いてある

内容とは違いますので落ち着くかなと思います。他の委員の皆様、それでよろしいですか。

では、文章は事務局の方で検討していただいて、必要であれば酒井委員にも確認をしていただくということでしょうか。

【事務局】

事務局でございます。承知いたしました。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。では、他の点はどうでしょうか。

【酒井委員】

すみません、もう1点。

【奥会長】

はい。どうぞ、酒井委員。

【酒井委員】

先ほど、片谷委員の指摘の中で、変わってしまうものは仕方ないので全部できますみたいなことを言わずに、できないことはきちんと書くべきだというやり取りがあったかと思います。そのとおりだと思います。全体的に元の状態に戻すとか、なるべく維持するとか、できないことをできるというような曖昧な言い方だとしても、誤解させるようなことは極力避けて、例えば失われてしまうものについては逆にきちんと書くことによって、今後の横浜市トータルでの自然環境保全策に生かしていくことができるかと思います。その観点、できることとできないこと、失われるものと保全できるものというのが、きちんと言葉の上で峻別できるように明瞭に書いていただきたいと思いました。

【奥会長】

評価書にそこを記載してほしいということですね。それを答申として盛り込むかどうかですが、検討事項一覧は、答申の内容に反映させる項目です。

【酒井委員】

そうですね。内々での申し送りでもいいのかもしれないですけども、要するに何か飾り言葉みたいな、レトリックで飾るといようなことはやめてほしいということです。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。今の御意見は、答申の中に盛り込むというよりは、今までも酒井委員はそういったことをおっしゃっていたと思いますけれども、改めて本日御意見が出たということで、事業者に事務局からお伝えいただくということにしますか。

【事務局】

事務局でございます。そのようにさせていただければと思います。

【奥会長】

それでよろしいですか、酒井委員。

【酒井委員】

はい、結構です。ありがとうございます。

【奥会長】

ありがとうございます。他はいかがですか。はい、横田委員どうぞ。

【横田委員】

今回の検討事項が、特に準備書から評価書に向けて追記を充実していただきたい事項ということで選定いただいているとの理解の下なのですが、在来種を積極的に保全するというのが、もう少し意識づけられると、復元目標というような話を具体化していく上で重要な観点になるかなと思います。

外来種管理に関しては、補足資料の中で比較的議論があったかと思います。生物多様性の供用段階になるかと思うのですが、園芸博の終了後の生態系の復元目標をきちんと定めることですか、そこにおいて外来のものが割合として増える可能性がありますので、在来種保全に対して積極的に取り組むことといったような強い意識づけというものが必要ではないかというのが少し感じたところです。以上です。

【奥会長】

はい、では（検討事項の）生物多様性の供用時のところですね。今おっしゃっていただいたような内容を追記していただいて、それも踏まえ

て答申案を作っていただくということによろしいですか。

【事務局】 事務局でございます。生物多様性の項目の供用時で、一つ、園芸博覧会終了後に、外来種的なところも含めて保全対象種というものをきちんと定めて維持管理をされたいということでしょうか。

【横田委員】 現状ですね、環境保全のための措置の供用段階に、既存樹木の移植ですとか、郷土種を中心とした多様な植物の植栽というふうに書かれています。それから表土の保全活用に関しても文言として上がってきているのですけれども、復元目標という観点で少し具体性が乏しいのではないかなというような議論がたくさんあったと思うのですね。ですので、園芸博の終了後の復元目標をきちんと定めるということが一つ重要な観点かなと思います。そこで改めて保全された在来種や郷土種、それから表土の保全というものの本質を目標設定していただくということが、重要な観点ではないかなというふうに思います。

【奥会長】 はい。大丈夫ですか。

【事務局】 では、そういった方向性で一度事務局の方で文案を作成させていただき、よろしければ横田委員の方で御確認いただいてという形にさせていただければと思います。

【奥会長】 はい、そのようお願いいたします。他はいかがでしょう。よろしいですか。

では、今、横田委員と酒井委員からいただいた御意見を踏まえて検討事項を修正していただいて、また、検討事項一覧にあります騒音、水質、交通、こちらに関しては審議の過程で意見を出していただいた委員の方々が本日御欠席ですので、事務局から今日御欠席の委員の方に確認をしていただくようお願いいたします。

【事務局】 はい、承知いたしました。

【奥会長】 検討事項一覧を充実させていただいた上で、その内容を次回、答申案として落とし込んでいただいて、準備をしていただくということをお願いしたいと思います。

【事務局】 はい、承知いたしました。

【奥会長】 よろしくお願いいたします。では、本件に関してはよろしいですか。よろしければ、本件に関する審議はこれで終了といたします。

### (3) 三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト第2分類事業判定届出書について

ア 答申(案)について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 それでは今、答申案の中身を確認いただきましたけれども、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

【委員一同】 (賛同の様子)

【事務局】 では、よろしいようでしたら、答申案の「案」を取って答申として確定したいと思います。よろしいですか。

【委員一同】 (賛同の様子)

【奥会長】 大丈夫ですね。はい、ありがとうございます。では、こちらにつきましては、答申を確定するというにさせていただきます。

本件に関する審議は、これで終了となります。本日の審議内容につき

ましては、後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。  
以上をもちまして、本日予定されていた議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】

はい、本日の審査については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

資 料

- ・(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料
- ・(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 準備書説明会の開催状況並びに質疑及び意見の概要 事業者資料
- ・(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書に関する検討事項一覧 事務局資料
- ・三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクトが環境に及ぼす影響に係る答申(案) 事務局資料